



平成30年度から

# 65歳以上の方の介護保険料が

## 変わりました!



### ●介護保険は助け合いの制度です

介護保険給付にかかる費用は、40歳以上のおなさんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。それぞれの世代が負担し合い、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みになっています。



介護保険料は3年ごとに見直され、平成30年度からは第7期(平成30～32年度)の新しい保険料となりました。今期は、高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加や一人当たりの介護給付費の増加などに伴い、保険料の引き上げが必要になりますが、市の介護給付費準備基金を取り崩して、できる限り保険料の上昇を抑えています。

### ●介護保険料は介護保険の給付にかかる費用に応じて決まります

介護保険料は、宜野湾市民が3年間で利用すると見込まれる介護保険給付費(介護にかかる費用)を推計し、それをもとに算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況、所得の状況に応じて決まります。各所得段階の介護保険料はこの「基準額」に所得段階ごとに定められた保険料率を乗じることによって決まります。

$$\text{第7期 基準額(年額) } 78,000 \text{ 円} = \text{市区町村で介護保険の給付にかかる費用(見込)} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{市区町村の65歳以上の人数}$$

### ●宜野湾市での介護保険給付費の伸び

保険料上昇の主な要因として介護サービス費の伸びがあげられますが、これは65歳以上の人口増加に伴って介護サービスを利用する方が増えたことが原因と考えられます。また第7期では、より介護が必要となる75歳以上の後期高齢者の割合がさらに増えることが見込まれており、介護サービスの需要は今後も高くなっていくことが予想されています。

#### 【第5期～7期までの介護サービス費(地域支援事業含む。5・6期は実績値、7期は見込値)】

	第5期(平成24～26年度)	第6期(平成27～29年度)	第7期(平成30～32年度)
事業計画期間における介護サービス費	約137億8千3百万円	約154億4千7百万円	約187億6千3百万円

★ 平均的にみて、ひと月あたり介護サービスにいくらかかっているかを計算すると・・・

第6期(平成27年度～29年度)の実績では

約154億4千7百万円 ÷ 36か月 = 約**4億2千9百万円** ひと月に宜野湾市が支払う介護サービス費です。

第7期(平成30年度～32年度)では？

約187億6千3百万円 ÷ 36か月 = 約**5億2千百万円** 毎月これだけのお金が必要であると見込まれています。

### ●介護保険料の納め方

介護保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)から発生し、保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類あります

年金が年額18万円以上の方は・・・  
年金から差し引かれる「**特別徴収**」です

年金の定期支払(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などです。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金が年額18万円未満の方は・・・  
納付書や口座振替で納める「**普通徴収**」です

市から送付されてくる納付書や口座振替で、納期限までに金融機関、コンビニ等を通じて納付書で納めます。保険料納付は口座振替が便利です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

次のページで保険料を確認!

